

アスファルト混合物事前審査制度の審査機関の指定について

アスファルト混合物事前審査制度(以下、「本制度」という)は、アスファルト混合所で製造するアスファルト混合物を事前に審査、認定することにより、従来の工事毎、混合物毎に実施してきた試験練り等を省略できる制度で、平成13年度より実施しています。(別紙参照)。

本制度の運用により発注者、受注者およびアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省力化ならびにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的とするものです。

(1) 指定した審査機関

(一社)日本道路建設業協会関西支部

(2) 審査機関の主な業務

審査機関は、アスファルト混合物事前審査委員会及び立入調査部会の運営に関する業務並びに本制度の実施における以下の事務全般を行います。

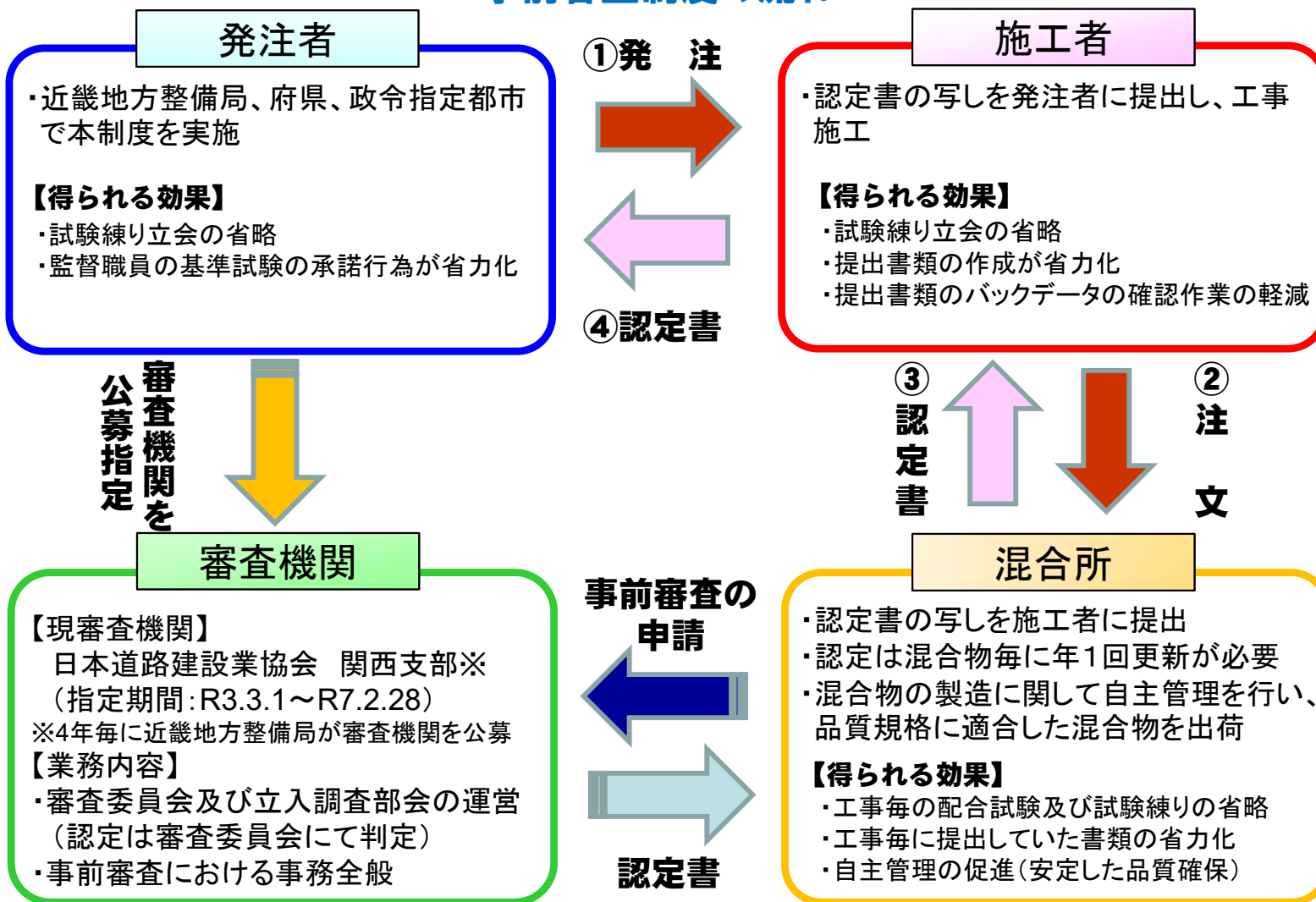
- 1) 審査委員会の運営に関する業務
- 2) 立入調査部会の運営に関する業務
- 3) 事前審査申請書類の受付及び書類審査に関する業務
- 4) 審査及び合否判定資料の作成に関する業務
- 5) 認定証の発行事務及び審査結果の公表・報告に関する業務

(3) 審査機関の指定期間

令和3年3月1日～令和7年2月28日【4年間】

アスファルト混合物事前審査制度とは、混合所のアスファルト混合物を第三者機関が事前に認定し、従来実施していた工事毎の試験練り等を省略する制度です。工事毎の試験練り等を省略することから、監督職員、施工者、混合所の省力化、書類削減等によるコスト縮減及び安定した品質を得ることが出来ます。(平成13年度より実施)

事前審査制度の流れ



立会・立入調査

